

<p>五 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護</p> <p>介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション</p>	<p>地域の実情に応じて定めること。</p> <p>ただし、介護療養施設サービスについては、平成33年度末に廃止されることから、現に利用している者の数及びそれらの者の介護給付対象サービスの利用に関する意向並びに介護療養施設サービスの事業を行う者の介護保険施設等(指定介護療養型医療施設を除く。)への転換予定等を勘案した上で、第4期介護保険事業計画期間において、その利用者の数が段階的に減少するように量の見込みを定めること。</p> <p>混合型特定施設入居者生活介護(介護専用型以外の特定施設における特定施設入居者生活介護に限る。)は、現に利用している者の数及び利用に関する意向並びに介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の数の見込みを勘案して、利用者の数の見込み(医療療養病床から混合型特定施設への転換に伴う混合型特定施設入居者生活介護の利用者数の増加分を除く。)を定めること。</p>
<p>五 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護</p> <p>介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション</p>	<p>特定施設における特定施設入居者生活介護に限る。)は、現に利用している者の数及び利用に関する意向並びに介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の数の見込みを勘案して、利用者の数の見込みを定めること。</p>
<p>五 介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護</p> <p>介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション</p>	<p>現に利用している者の数、居宅要支援者の利用に関する意向及び指定地域密着型介護予防サービスの量の見込みを勘案して、量の見込みを定めること。</p>

<p>シヨン</p> <p>介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>六 介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに介護予防支援</p>	<p>介護予防居宅療養管理指導</p> <p>居宅要支援者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。</p>	<p>介護予防福祉用具貸与</p> <p>居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に 応じて、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。</p>	<p>特定介護予防福祉用具販売</p> <p>居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に 応じて、現に利用している者の数及び居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。</p>	<p>介護予防支援</p> <p>居宅要支援者が原則として利用することを前提として、現に利用している者の数及び居宅要支援者の数を勘案して、量の見込みを定めること。</p>	<p>七 介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者であって認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。</p>	<p>介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護は、現に利用している者の数、居宅要支援者の数及び地域</p>
<p>シヨン</p> <p>介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>六 介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売並びに介護予防支援</p>	<p>介護予防居宅療養管理指導</p> <p>居宅要支援者（通院が困難である等の状態にあるものに限る。）が原則として主治医による医学的管理を利用することを前提として、居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。</p>	<p>介護予防福祉用具貸与</p> <p>居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に 応じて、居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。</p>	<p>特定介護予防福祉用具販売</p> <p>居宅要支援者の要支援状態区分及び状態像に 応じて、居宅要支援者の利用に関する意向を勘案して、量の見込みを定めること。</p>	<p>介護予防支援</p> <p>居宅要支援者が原則として利用することを前提として、居宅要支援者の数を勘案して、量の見込みを定めること。</p>	<p>七 介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>介護予防認知症対応型通所介護は、居宅要支援者であって認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。</p>	<p>介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>介護予防小規模多機能型居宅介護は、居宅要支援者の数及び地域の利用に関する意向などそ</p>

	<p>の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>八 介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護は、現に生活介護</p>	<p>介護予防認知症対応型共同生活介護は、現に利用している者の数、要支援者であつて認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。</p>
<p>介護予防特定施設入居者生活介護</p>	<p>介護予防特定施設入居者生活介護は、現に利用している者の数、要支援者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。</p>
<p>九 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設及び介護療養施設サービス利用者への重点化</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス</p>	<p>平成20年度において地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護及び指定施設サービス等を要介護2以上の者が利用すると見込み、当該市町村におけるそれらのサービスの利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）のうちの要介護4及び5の認定者数の合計数が占める割合を、70%以上とすることを目標としたうえで、第4期介護保険事業計画期間（平成21～23年度）においては、直近の現状から平成20年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。</p>
<p>一〇 医療療養病床から介護保険施設等への転換に係る介護給付対象サービス</p> <p>医療療養病床から介護保険施設等への転換分</p>	<p>平成20年度において地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護及び指定施設サービス等を要介護2以上の者が利用すると見込み、当該市町村におけるそれらのサービスの利用者数の合計数が占める割合を、70%以上とすることを目標としたうえで、第3期介護保険事業計画期間（平成18～20年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。</p>
	<p>の地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。</p>
<p>八 介護予防認知症対応型共同生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であつて認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。</p>	<p>介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であつて認知症の状態にあるものの数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。</p>
<p>介護予防特定施設入居者生活介護</p>	<p>介護予防特定施設入居者生活介護は、要支援者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、利用者の数の見込みを定めること。</p>
<p>九 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人福祉施設サービス、介護老人保健施設及び介護療養施設サービス利用者への重点化</p> <p>地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス</p>	<p>平成20年度において地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護及び指定施設サービス等を要介護2以上の者が利用すると見込み、当該市町村におけるそれらのサービスの利用者数の合計数が占める割合を、70%以上とすることを目標としたうえで、第3期介護保険事業計画期間（平成18～20年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。</p>
<p>一〇 医療療養病床から介護保険施設等への転換に係る介護給付対象サービス</p> <p>医療療養病床から介護保険施設等への転換分</p>	<p>平成20年度において地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護及び指定施設サービス等を要介護2以上の者が利用すると見込み、当該市町村におけるそれらのサービスの利用者数の合計数が占める割合を、70%以上とすることを目標としたうえで、第3期介護保険事業計画期間（平成18～20年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。</p>

介護給付対象サービス

府県医療費適正化計画における平成24年度末の療養病床（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。）の病床数に関する数値目標を達成するために、第4期介護保険事業計画期間（平成21年度から23年度）において介護保険施設等への転換が必要となる数値を標準とし、  
 たうえで、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の介護保険施設等への転換の予定等を勘案して、量の見込みを定めること。

別表第三

介護給付費等対象サービスの及び地域支援事業の量の見込みを定めるに当たり、要介護者等の数及び介護予防事業の対象者数の見込みを定める際に参酌すべき標準

各年度において、介護予防事業及び予防給付の実施状況及び見込まれる効果を勘案して、要介護者等の数及び介護予防事業の対象者数の見込みを定めること。

介護予防事業及び予防給付を実施しない場合の要介護者等の数の見込みを基に、

① 各年度において、要介護状態等に該当しない状態から要支援1若しくは要支援2又は要介護1へ移行する者の合計数を、前年度の介護予防事業の対象者数（注1）の概ね20%（注2）減らし、かつ、

② 各年度において、要支援1若しくは要支援2又は要介護1から要介護2以上へ移行する者の合計数を、前年度の要支援1及び要支援2並びに要介護1の者の合計数（注3）の概ね10%（注4）減らすことを標準として定めること。

別表第三

介護給付費等対象サービスの量の見込みを定めるに当たり、要介護者等の数の見込みを定める際に参酌すべき標準

介護予防事業及び予防給付を実施しない場合の要介護者等の数の見込みを基に、

① 各年度において、要介護状態等に該当しない状態から要支援1若しくは要支援2又は要介護1へ移行する者の合計数を、前年度の介護予防事業の対象者数（注1）の概ね20%（注2）減らし、かつ、

② 各年度において、要支援1若しくは要支援2又は要介護1から要介護2以上へ移行する者の合計数を、前年度の要支援1及び要支援2並びに要介護1の者の合計数（注3）の概ね10%（注4）減らすことを標準として定めること。

別表第四	事項	内容
都道府県介護保険事	都道府県介護保険事業支援計画に係る法令の	<p>(注1) 前年度の介護予防事業の対象者数とは、①要介護状態等となるおそれがある者として当該市町村の高齢者人口の5%に相当する数、及び②同年度の前年度における介護予防事業の実施により要支援1若しくは要支援2又は要介護1へ移行することが防止された者の数の合計数を参酌すべき標準として、これを参考にして定めた数をいう。</p> <p>(注2) 介護予防事業の実施が軌道に乗った平成18年度における標準であり、事業実施が軌道に乗る前である平成18年度及び平成19年度においては、それぞれこの6割及び8割を参酌すべき標準として、これを参考にして定めた割合として差し支えない。</p> <p>(注3) 前年度の要支援1及び要支援2並びに要介護1の者の合計数とは、同年度における予防給付を実施しない場合の要支援1若しくは要支援2又は要介護1の者の数に、同年度の前年度における介護予防事業の実施により要支援1若しくは要支援2又は要介護1へ移行することが防止された者の数を減じ、かつ、同年度における予防給付の実施により要介護1以上となることが防止された者の数を加えた合計数を参酌すべき標準として、これを参考にして定めた割合として差し支えない。</p> <p>(注4) 予防給付の実績が軌道に乗った平成18年度における標準であり、事業実施が軌道に乗る前である平成18年度及び19年度においては、それぞれこの6割及び8割を参酌すべき標準として、これを参考にして定めた割合として差し支えない。</p>

別表第四	事項	内容
都道府県介護保険事	都道府県介護保険事業支援計画に係る法令の	<p>(注1) 前の介護予防事業の対象者数とは、①要介護状態等となるおそれがある者として当該市町村の高齢者人口の5%に相当する数、及び②同年度の前年度における介護予防事業の実施により要支援1若しくは要支援2又は要介護1へ移行することが防止された者の数の合計数を参酌すべき標準として、これを参考にして定めた数をいう。</p> <p>(注2) 介護予防事業の実施が軌道に乗った平成20年度における標準であり、事業実施が軌道に乗る前である平成18年度及び平成19年度においては、それぞれこの6割及び8割を参酌すべき標準として、これを参考にして定めた割合として差し支えない。</p> <p>(注3) 前年度の要支援1及び要支援2並びに要介護1の者の合計数とは、同年度における予防給付を実施しない場合の要支援1若しくは要支援2又は要介護1の者の数に、同年度の前年度における介護予防事業の実施により要支援1若しくは要支援2又は要介護1へ移行することが防止された者の数を減じ、かつ、同年度における予防給付の実施により要介護1以上となることが防止された者の数を加えた合計数を参酌すべき標準として、これを参考にして定めた割合として差し支えない。</p> <p>(注4) 予防給付の実績が軌道に乗った平成20年度における標準であり、事業実施が軌道に乗る前である平成18年度及び19年度においては、それぞれこの6割及び8割を参酌すべき標準として、これを参考にして定めた割合として差し支えない。</p>

<p>業支援計画の基本理念等</p>	<p>根拠、趣旨、基本理念、目的及び特色等を定めること。</p>	<p>業支援計画の基本理念等</p>	<p>根拠、趣旨、基本理念、目的及び特色等を定めること。</p>
<p>二 平成二十六年年度目標値の設定</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の作成に当たっては、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の増加分を除き、平成二十六年年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合を、五十%以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十%以上）とすることを目標として設定すること。</p>	<p>二 平成二十六年年度目標値の設定</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の作成に当たっては、平成二十六年年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合を、五十%以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、七十%以上）とすることを目標として設定すること。</p>
<p>三 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の作成に係る都道府県の関係部局相互間の連携の状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、市町村との連携の状況等を定めること。</p>	<p>三 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の作成に係る都道府県の関係部局相互間の連携の状況、都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、市町村との連携の状況等を定めること。</p>
<p>四 老人福祉圏域の設定</p>	<p>老人福祉圏域の設定の趣旨及び内容、各圏域の状況等を定めること。この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況等を盛り込むこと。</p>	<p>四 老人保健福祉圏域の設定</p>	<p>老人保健福祉圏域の設定の趣旨及び内容、各圏域の状況等を定めること。この場合において、隣接の都道府県の区域の状況を考慮する必要があるときは、当該都道府県との調整の経緯、当該区域の状況等を盛り込むこと。</p>
<p>五 被保険者の現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。</p>	<p>五 被保険者の現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を老人保健福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。</p>

<p>六 各年度における被保険者の状況の見込み</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等の見込みを老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p>
<p>七 介護給付等対象サビスの現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サビスを提供するための施設の定員の数、介護給付等対象サビスに従事する者の数、介護給付等対象サビスの利用の状況等を老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サビスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。</p>
<p>八 介護給付等対象サビスの量の見込み</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度の介護専用型特定施設等に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数その他の介護給付等対象サビスの量の見込みを老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>また、各年度の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を老人福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定める場合においては、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数には、指定介護療養型医療施設がこれらの事</p>
<p>六 各年度における被保険者の状況の見込み</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等の見込みを老人保健福祉圏域ごとにおいて、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p>
<p>七 介護給付等対象サビスの現状</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サビスを提供するための施設の定員の数、介護給付等対象サビスに従事する者の数、介護給付等対象サビスの利用の状況等を老人保健福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、都道府県介護保険事業支援計画作成時における介護給付等対象サビスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。</p>
<p>八 介護給付等対象サビスの量の見込み</p>	<p>市町村介護保険事業計画を基礎として、各年度の介護専用型特定施設等に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数その他の介護給付等対象サビスの量の見込みを老人保健福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めること。この場合においては、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>また、各年度の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を老人保健福祉圏域ごとに、及び都道府県全域で定めることができることとするともに、定める際には、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p>

<p>十一 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項</p>	<p>十 介護サービス情報の公表に関する事項</p>	<p>九 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項</p>	<p>業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとし、各年度における、当該増加分を含むこれらの事業それぞれの利用定員の総数については、指定介護療養型医療施設からの転換分を含む利用定員総数として、別に定めるものとする。</p> <p>更に、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び指定介護療養型医療施設からの転換分を含む利用定員総数に含めないものとする。</p>
<p>十一 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項（介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の見込数を含む。）を定めること。</p>	<p>事業者が提供する介護サービスに係る介護サービス情報の公表に関する実施体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定めること。</p>	<p>介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項、ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項及び推進のための方策に関する事項を定めること。この場合においては、ユニット型施設への改修を含めた広域的な施設の整備に係る都道府県の方針を老人福祉圏域ごとに示すこと。</p>	<p>更に、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び指定介護療養型医療施設からの転換分を含む利用定員総数に含めないものとする。</p>
<p>十一 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項</p>	<p>十 介護サービス情報の公表に関する事項</p>	<p>九 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項</p>	<p>業を行う施設等へ転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとし、各年度における、当該増加分を含むこれらの事業それぞれの利用定員の総数については、指定介護療養型医療施設からの転換分を含む利用定員総数として、別に定めるものとする。</p> <p>更に、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び指定介護療養型医療施設からの転換分を含む利用定員総数に含めないものとする。</p>
<p>十一 介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項</p>	<p>事業者が提供する介護サービスに係る介護サービス情報の公表に関する実施体制の整備をはじめとする介護サービス情報の公表に関する事項を定めること。</p>	<p>介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項、ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項及び推進のための方策に関する事項を定めること。この場合においては、ユニット型施設への改修を含めた広域的な施設の整備に係る都道府県の方針を老人保健福祉圏域ごとに示すこと。</p>	<p>更に、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合についても、医療療養病床が混合型特定施設に転換する場合における当該転換に伴う利用定員の増加分については、混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び指定介護療養型医療施設からの転換分を含む利用定員総数に含めないものとする。</p>

<p>十二 介護給付対象サー ビスの円滑な提供を 図るための事業に 関する事項</p>	<p>介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。</p> <p>なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>	<p>十二 介護給付対象サー ビスの円滑な提供を 図るための事業に 関する事項</p>	<p>介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。</p> <p>なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>
<p>十三 予防給付対象サー ビス及び地域支援事業 の円滑な提供を図るた めの事業に関する事項</p>	<p>予防給付対象サービス及び地域支援事業の適切な利用の促進のための情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>	<p>十三 予防給付対象サー ビス及び地域支援事業 の円滑な提供を 図るための事業に 関する事項</p>	<p>予防給付対象サービス及び地域支援事業の適切な利用の促進のための情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>
<p>十四 介護給付等に要す る費用の適正化に関す る事項</p>	<p>介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う都道府県にあつては、その事業内容等について定めること。</p>	<p>十四 介護給付等に要す る費用の適正化に関す る事項</p>	<p>介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う都道府県にあつては、その事業内容等について定めること。</p>
<p>十五 都道府県介護保険 事業支援計画の作成の 時期</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期を定めること。</p>	<p>十五 都道府県介護保険 事業支援計画の作成の 時期</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期を定めること。</p>
<p>十六 都道府県介護保険 事業支援計画の期間</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の期間を定めること。</p>	<p>十六 都道府県介護保険 事業支援計画の期間</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の期間を定めること。</p>
<p>十七 都道府県介護保険 事業支援計画の達成状 況の点検及び評価</p>	<p>各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況に係る市町村の点検及び評価を基礎として、各年度における都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>	<p>十七 都道府県介護保険 事業支援計画の達成状 況の点検及び評価</p>	<p>各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況に係る市町村の点検及び評価を基礎として、各年度における都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>
<p>十八 その他介護保険事 業に係る保険給付の円 滑な実施を支援するた</p>	<p>介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために</p>	<p>十八 その他介護保険事 業に係る保険給付の円 滑な実施を支援するた</p>	<p>介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために</p>

<p>めに都道府県が必要と認める事項</p>	<p>都道府県が必要と認める事項を定めること。</p>
<p>別表第五 施設における生活環境の改善に係る参酌すべき標準</p>	<p>平成25年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の入所定員の割合を、50%以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、20%以上）とすることを目標といたうえで、第4期介護保険事業計画期間（平成21年度～23年度）においては、直近の現状から平成25年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。</p>
<p>めに都道府県が必要と認める事項</p>	<p>都道府県が必要と認める事項を定めること。</p>
<p>別表第五 施設における生活環境の改善に係る参酌すべき標準</p>	<p>平成26年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の割合を、50%以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、20%以上）とすることを目標といたうえで、第3期介護保険事業計画期間（平成18年度～20年度）においては、直近の現状から平成26年度の目標値となるよう計画的に設定された数値を標準として、地域の実情に応じて定めること。</p>